

令和6年度保健師中央会議行政説明 資料8

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について」

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

<いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお 互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

✓「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える (例:保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。(法第106条の3)
 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整 備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- く最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する**複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、** 市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援
 - (※) 一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)

世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)

等

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯②

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、そ の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

これから求められる「包括的支援」

制度の狭間、複合・複雑ケースを想定してこなかったこれまでの福祉行政の対応

目標

対象者が表明している **困りごと**に対応する

ケースの 受け止め

相談窓口に来る人を待つ

アセス メント 対象者が訴える 具体的な課題を中心に聞く

支援 調整 **所掌する事務の範囲内**で、制度サービスにつなぐ

伴走 支援 支援・サービスを受けることに合意 している人を主な対象としており、 **必要性が低い** 制度の狭間、複合・複雑ケースに対応するためのこれからの福祉行政の対応 = 「包括的支援」

対象者や対象世帯が、

「自律的な生活」を送ることができる

衣食住など 物理的な側面 "**自立"**



社会的なつながりなど 関係性の側面 "孤立の解消"

相談窓口で対応するだけでなく、 生活課題を抱えるケースを**見つけに行く**

必要に応じて、**世帯全体**の生活課題、 その**経緯・背景**まで把握する

世帯の生活課題を**包括的に支援**する ため、**多岐にわたる支援を調整**

課題を緩和しながら長期に関わる場合、 ライフステージの変化に応じた柔軟な 支援が必要な場合は**必要性が高い**

対人支援(個別支援)において求められるアプローチ

支援の"両輪"と考えられるアプローチ





具体的な課題解決を目指すアプローチ

- ▶ 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- ➤ それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- ▶ 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- ▶ 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- ▶ 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援 者が継続的につながり関わるための相談支援(手 続的給付)を重視
- ▶ 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、"伴走"する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)



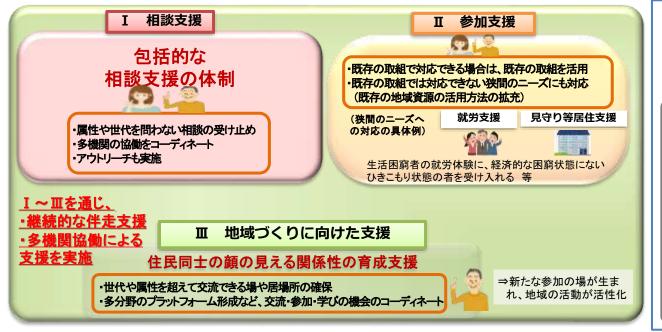
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では<u>狭間の二一ズへの対応</u>などに課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

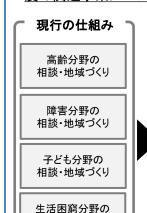
- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、I 相談支援、II 参加支援、II地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、<u>交付金を交付</u>。
- 実施自治体数•••令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



相談・地域づくり

属性・世代を 問わない 相談・地域づく りの実施体制

重層的支援体制

令和 6 年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(R5.10時点)①

都道府県名	市町村名	
	小樽市	
	旭川市	
	登別市	
	七飯町	
	京極町	
	妹背牛町	
	鷹栖町	
北海道	津別町	
	厚真町	
	音更町	
	鹿追町	
	大樹町	
	広尾町	
	幕別町	
	鰺ヶ沢町	
	藤崎町	
青森県	大鰐町	
	田舎館村	
	板柳町	
	盛岡市	
	遠野市	
岩手県	釜石市	
	矢巾町	
	岩泉町	
宮城県	仙台市	
白视乐	涌谷町	
	能代市	
	大館市	
	湯沢市	
	鹿角市	
秋田県	由利本荘市	
	大仙市	
	にかほ市	
	井川町	
	大潟村	
山形県	山形市	
шлл	天童市	

福島県 福島県 須川市市 川田町 土 古 河町 東都木塩 ら 山市市 下 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	都道府県名	市町村名			
福島県	即但的东口				
福島県 須川市 川町 土	福島県				
川俣市 土山河河市 大城県 東市 大河河市 東海市市 大河河河市 東部木県 宇都木塩ら山市市 下市里町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町					
大瀬市 大瀬市 大瀬市 大瀬市 大瀬市 大河市市 東部市 大河河市市 東部木庫 お水塩 ちゅう ちゅう					
古河市 市 市 市 市 市 市 市 市 市					
「東京 「東京 下 下 下 下 下 下 下 下 下					
東海村 宇都木市 那須塩原市 が利塩原市 さりの山市 那須町町 下りりの山市 下りりの 一部では、「おりのは、「おりのでは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	茨城県				
宇都本市		751 3 1			
振木市 那須塩ら市 郡須塩ら山市 下野貝町 王野木沢町 高根川町 太館林り 村町 田川川 市市 かど野村 かな村町 エ州 が町 田山山 市市 東山 加谷川 市市 東山 加谷川 市市 東山 加谷川 本み野町 川川 で 東町町 町町 田山 田山 田山 田山 田山 田山 田山 田市 東京 田田					
那須塩原市 さら市 那須塩原市 さら 市 那須塩原市 さら					
ある。 ある。 ある。 ある。 ある。 ある。 ある。 ある。					
があれります。 ボール					
栃木県 下野市 市貝町 壬生町 野木田町 高根沢川町 水田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川川立市 行田市 禁加市 草加市 越谷川市 北本市 ふじみ野市 川島町					
市貝町 壬生町 野木町 高根沢町 那珂川町 太田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川域市 川口市 行田市 狭山市 草加市 基域川市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
壬生町 野木町 高根沢町 那珂川町 太田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町	栃木県				
野木町 高根沢町 那珂川町 太田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 基谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町					
高根沢町 那珂川町 太田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町					
郡珂川町 太田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 基 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		野木町			
大田市 館林市 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川山市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		高根沢町			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		那珂川町			
群馬県 みどり市 上野村 みなかみ町 玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		太田市			
### 上野村		館林市			
### 上野村	#¥Œ18	みどり市			
玉村町 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町	群馬県				
川越市 川越市 川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		みなかみ町			
川口市 行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		玉村町			
行田市 狭山市 草加市 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町		川越市			
狭山市草加市埼玉県越谷市桶川市北本市ふじみ野市川島町		川口市			
狭山市草加市埼玉県越谷市桶川市北本市ふじみ野市川島町		行田市			
草加市埼玉県越谷市桶川市北本市ふじみ野市川島町					
埼玉県 越谷市 桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町					
桶川市 北本市 ふじみ野市 川島町	埼玉県	1 7511 1			
北本市 ふじみ野市 川島町					
ふじみ野市 川島町					
川島町					
		鳩山町			

都道府県名	市町村名
	市川市
	船橋市
	木更津市
	松戸市
	野田市
工苷旧	柏市
千葉県	市原市
	流山市
	君津市
	浦安市
	袖ケ浦市
	香取市
	中央区
	墨田区
	目黒区
	大田区
	世田谷区
	渋谷区
	中野区
	杉並区
	豊島区
	葛飾区
	江戸川区
東京都	八王子市
	立川市
	三鷹市
	青梅市
	調布市
	小平市
	国分寺市
	国立市
	<u> </u>
	多摩市
	稲城市
	西東京市

都道府県名	市町村名
	鎌倉市
	藤沢市
	小田原市
神奈川県	茅ヶ崎市
	逗子市
	秦野市
	厚木市
	新潟市
立ちときまし	柏崎市
新潟県	村上市
	関川村
	富山市
	高岡市
富山県	氷見市
山県	南砺市
	射水市
	舟橋村
	金沢市
石川県	小松市
	能美市
	福井市
	敦賀市
	鯖江市
福井県	あわら市
	越前市
	坂井市
	美浜町
山梨県	山梨市
山采県	甲州市

都道府県名	市町村名				
	長野市				
	松本市				
	岡谷市				
	飯田市				
	伊那市				
長野県	駒ヶ根市				
	下諏訪町				
	富士見町				
	原村				
	松川町				
	飯綱町				
	岐阜市				
	大垣市				
岐阜県	関市				
以千木	恵那市				
	美濃加茂市				
	海津市				
	静岡市				
	浜松市				
	熱海市				
	富士宮市				
静岡県	富士市				
押 判宗	伊豆市				
	伊豆の国市				
	函南町				
	長泉町				
	小山町				

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(R5.10時点)②

+m>>/	1 == 1 1 4			
都道府県名	市町村名			
	名古屋市			
	豊橋市			
	岡崎市			
	一宮市			
	半田市			
	春日井市			
	豊川市			
	豊田市			
	犬山市			
	稲沢市			
	新城市			
愛知県	東海市			
发 知宗	大府市			
	知多市			
	岩倉市			
	豊明市			
	日進市			
	田原市			
	みよし市			
	長久手市			
	阿久比町			
	東浦町			
	美浜町			
	武豊町			
	四日市市			
	伊勢市			
	松阪市			
	桑名市			
	鈴鹿市			
一番旧	名張市			
三重県	亀山市			
	鳥羽市			
	いなべ市			
	志摩市			
	伊賀市			
	御浜町			

都道府県名	市町村名
	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	守山市
	栗東市
滋賀県	甲賀市
	野洲市
	湖南市
	高島市
	東近江市
	米原市
	竜王町
	京都市
京都府	亀岡市
沙山山	長岡京市
	精華町
	堺市
	豊中市
	高槻市
	貝塚市
	枚方市
	茨木市
	八尾市
	富田林市
大阪府	河内長野市
) (P) (I)	箕面市
	柏原市
	高石市
	東大阪市
	交野市
	大阪狭山市
	阪南市
	熊取町
1	太子町

都道府県名	市町村名
	姫路市
	尼崎市
	明石市
長度旧	芦屋市
兵庫県	伊丹市
	川西市
	養父市
	加東市
	奈良市
	桜井市
	宇陀市
	三郷町
奈良県	田原本町
亦以朱	高取町
	王寺町
	吉野町
	大淀町
	川上村
和歌山県	和歌山市
和奶妞禾	橋本市
	鳥取市
	米子市
	倉吉市
	智頭町
鳥取県	八頭町
	湯梨浜町
	琴浦町
	北栄町
	江府町
	松江市
	出雲市
島根県	大田市
шлиж	江津市
	美郷町
	吉賀町

都道府県名	市町村名	
岡山県	岡山市	
	総社市	
	美作市	
	西粟倉村	
	広島市	
	呉市	
	竹原市	
	三原市	
	尾道市	
広島県	福山市	
	大竹市	
	東広島市	
	廿日市市	П
	海田町	
	坂町	П
	宇部市	
	山口市	
山口県	長門市	
	周南市	
徳島県	小松島市	
	高松市	
香川県	さぬき市	
日川木	綾川町	
	琴平町	
愛媛県	宇和島市	
交級ボ	悉南町	Н
	高知市	
	安芸市	
	四万十市	П
高知県	本山町	
	いの町	П
	中土佐町	
	黒潮町	

都道府県名	市町村名			
	福岡市			
	大牟田市			
	久留米市			
	八女市			
	大川市			
福岡県	小郡市			
	古賀市			
	うきは市			
	糸島市			
	岡垣町			
	大刀洗町			
佐賀県	佐賀市			
長崎県	長崎市			
区門东	五島市			
	山鹿市			
	菊池市			
	合志市			
熊本県	大津町			
既华乐	菊陽町			
	御船町			
	嘉島町			
	益城町			

都道府県名	市町村名			
	大分市			
	中津市			
	臼杵市			
	津久見市			
大分県	竹田市			
	杵築市			
	宇佐市			
	九重町			
	玖珠町			
	都城市			
	延岡市			
	小林市			
宮崎県	日向市			
	三股町			
	都農町			
	門川町			
	鹿児島市			
	鹿屋市			
鹿児島県	中種子町			
	大和村			
	和泊町			

346自治体

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力 義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、<u>地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実</u>等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

- 1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策(地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性)
- 2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
- 3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

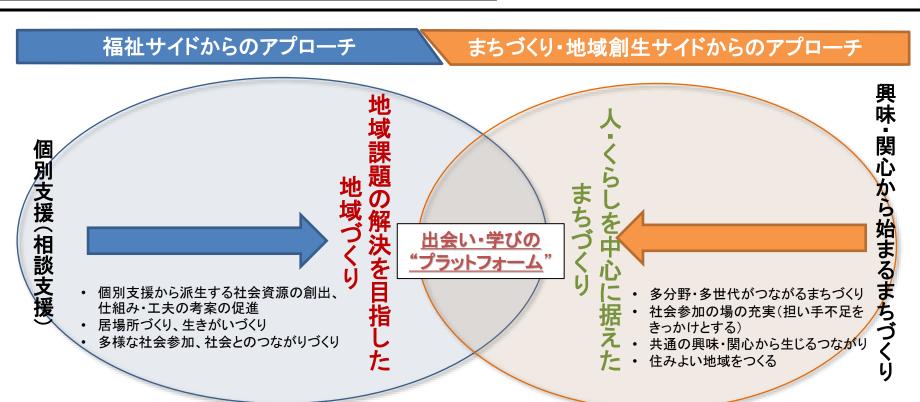
朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+(多機関協働等)	上山	-	新潟大学法学部法学科教授
	市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	菊池		早稲田大学理事・法学学術院教授
尼野 千絵	The contract of the contract o	栗田	将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
	地域ささえあい推進室コーディネーター			地域福祉部事業開発課長
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	-		生駒市特命監
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター	中野	篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
	課長補佐			常任理事
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	永田	祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	原田	正樹	日本福祉大学学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会	松田	妙子	特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
	半田市障がい者相談支援センター センター長			特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
鏑木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	(座長) 宮本	太郎	中央大学法学部教授

<u>④今後のスケジュール(予定)</u>

令和6年6月27日:第1回、令和6年度末:中間的な論点整理 令和7年夏目途:取りまとめ(令和7年夏以降:関係審議会で議論)

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、<u>「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズム</u>がみえてきた。
- そして福祉分野の<u>個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく</u>過程が見られている。
- <u>一見質の異なる活動同士も</u>、活動が変化する中で"個人"や"くらし"が関心の中心となったときに、<u>活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。</u>そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



事例① 宫崎県三股町









- 社会問題井戸端会議:一つひとつの困りごとを大切に、課題を共有する場
- キママプロダクツ:地域住民の「気になる」・「やってみたいけど自信がない」という気持ちを後押し
 - 廃材を活かす
 - 雇用システムになじめない方々と一緒に働く
 - ブランドとして売り出す

事例② 愛知県高浜市

- 〇 高浜市では、公益社団法人トレイディングケアと多文化共生の協定を締結している。トレイディングケアでは、<u>日本の生活</u> <u>に不慣れな外国人(技能実習生)が地域で孤立しないよう地域の一員として受け入れ、安心して日本での生活を送ってもら</u> <u>おう</u>と、ベルギーのメヘレン市での移民を受け入れる取組からヒントを得た<u>「バディ(相棒)」という仕組みを導入し、外</u> <u>国人と地域住民をつないでいる</u>。
- 一見、外国人材を支援するための制度のように見えるが、多様性に富んでいく日本社会を見据え、<u>次世代を担う子どもたちが、小さなうちから様々な外国の方たちと交流することは、子どもたちにとっても、日本の未来にとっても重要</u>であり、「地域に住む外国の方を支援することにより、お互いにとって住みよい街にする」ことを目的としている。

バディは、未就学児から90歳代まで幅広い年代層の地域住民が担っている。サポート方法は自由であり、自分のできることをサポートし、互いの空いた時間に交流を深めている。

バディ・バディファミリーは、食事、買い物、ごみ出し、夜の騒音、トイレ、お風呂、病院のかかり方・薬の購入、交通ルールと移動手段、地域の行事など、**外国人に日本の生活を伝え支援する"サポーター"であると同時に、希薄になりつつある地域社会のつながりを 活性化させる"触媒"の役割**も担っている

外国人

- 場
- ・日本の文化・生活ルールを学びたい
- ・身近に日本人の相談相手がほしい
- ・日本語能力を向上させたいなど

(公社) トレイディングケア

つなぎ

交流・学びの 場の創出 + 外国人の 生活サポート

- ・外国人材が地域で孤立しないよう 地域の一員として受け入れたい
- ・安心して日本での生活を送ってもらいたい
- ・外国人との交流に興味がある
- ・外国の文化を学びたい
- ・空いた時間に何かお手伝いしたいなど

地域住民

バディ・バディファミリー











事例③ 千葉県松戸市

参加支援「まつどDEつながるステーション」の創出について(令和3年度)

~ 多世代まるごとの居場所づくり ~

1 まつどDEつながるステーション創出の目的

市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながり(人や地域と関わるきっかけ)を持つことにより地域の中での孤立を防止し、 社会とのつながりを作ります。

2 まつどDEつながるステーションとは

地域の方が担い手となり、誰もが参加ができ、市や地域 の情報が得られるところ。

3 まつどDEつながるステーションの創出方針

市内15地区に多様な主体(地域住民、市民活動団体、社会福祉法人、企業等)が参画する実行委員会を立ち上げ、各支援の狭間の人も参加できる地域の居場所づくりを検討し、全体会議の承認を得て各地区にステーションを1か所以上創出します。

4 まつどDEつながるステーションへの支援

全体会議で承認された、各地区の計画案(内容、費用) に基づいた経費を支援します。

例:場所使用料、活動費等

まつどDEつながるステーションのイメージ図 地域のニーズ 多様な主体が参画 地域住民. ずっと 市民活動団体 織けるには ELTE 社会福祉法人. 活動に 企業等 皆が使える 所にしたい。 資金は ゆるやかにつながり 地域の中での まつどDEつながる 孤立を防止 ステーション もが参加で 対応したつながりの創出 ●特技を生かした ■多世代食堂やカフェなど多様な活動を取り入れ誰もが参加できる ステーションを創出します(各地区1か所以上)。 ■市や地域の情報が得られることにより居場所の利便性を高め、 新たな利用者の創出につなげます。 ■地域住民、地域活動団体、町会・自治会連合会、民生委員児童委員協 議会、社会福祉協議会、まつどNPO協議会等と協働し、地域共生社会 を目指した地域づくりを推進します。

【状況】

- 全体会議:市全体 の居場所づくりの 方針を俯瞰的に検 討する場
- 実行委員会:15圏 域において、ス テーションの内容 を決めていく。多 様な主体が参画する。
- 新たな相談の発見 機能、他の居場所 へのつなぎの機能 もある

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修 松戸市の資料をもとに厚生労

働省作成 **』**

15

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか

一 コピーすることは非現実的地域の実情が異なり、単に



視点だけでは不十分「取り組みやすい」という

団体A 支援機関B 住民C

先行事例

団体Aなら多機関協働を受けてくれ そうだし、支援機関Bもあるから、 あの自治体を参考にしようか



現実的なデザインを検討地域の実情を踏まえた、

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかり行う。

- ✓ 地域の対象者の状況 (「生きづらさ」の現状)
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題 (「支援のしづらさ」の現状)

特に課題が重層化している対象者を 支援するにあたっての制度や仕組みの 課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の 実情を踏まえて現実的な具体策として重層 的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を 自由に組み合わせ全体をデザインする。

包括的な支援体制の整備に向けて

■「"我がまち"でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、 我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で 議論を積み重ねる過程が重要

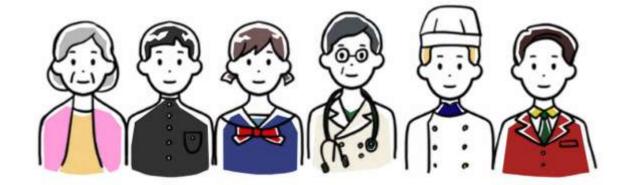
これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

- → 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
- いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
- ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できることを、みんなで考えていく

重層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が 連携しやすくなるための共有して使ってもらうツールとして、活 用いただきたい

おまけ:厚生労働省note 「地域共生社会を考えるコラム」

地域共生社会を考えるコラム



記事はこちらよりご覧ください



Q 厚生労働省 note

2023年4~6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中気に入っていただけたら、ぜひスキ を押してください!

厚生労働省noteとは?

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための"顔の見える広報"に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。